

自転車マナーについて

以前より自転車の乗り方、マナーについては注意喚起して参りましたが、残念なことに大きな事故にも繋がりがねないケースがありました。地域の方からの通報で発覚いたしました。もう一度下記の内容について確認して、交通事故を未然に防ぐマナーを身につけましょう。

- 1) 場所 本校から下根中学校に向かう道路
- 2) 日時 9月19日(金) 17時~18時
- 3) 内容 本校女子生徒らしい人物が原付バイク(押していた)を中心に自転車を取り囲みダンゴ状態で通行していた。注意をしたが無視をしているようでマナーが悪かった。

- ① 並列走行をしない。
- ② イヤホンをつけての運転の禁止。
- ③ 携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転の禁止。
- ④ 急な飛び出し、信号のない場所での横断をしない。
- ⑤ 一時停止など道路交通法を守りましょう。

昨年の7月1日から自転車を運転などについて県条例の罰則が変わっています。

以前より伝えているように、イヤホンをつけての運転、携帯・スマホを使用しながらの運転に罰金が科せられる事になりました。

最近、イヤホンをつけての運転や徒歩、「歩きスマホ」が見られます。再度、交通ルールやマナーを守るよう十分注意してください。「見つからなければいいや!」では悲しいですね。よく考えて行動して下さい。

みなさんの命が何よりも大切です・・・